

東亜大学動物実験委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東亜大学における動物実験に関する指針第3の2の規定に基づき、東亜大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 学部から選出された教授、准教授又は講師 3名
 - (3) 総合学術研究科（通学制及び通信制）から選出された教授又は准教授 1名
 - (4) 事務局長が指名する職員 1名
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第2号の委員のうち少なくとも1名は、教授でなければならない。
- 3 第1項第2号の委員、同項第3号の委員、同項第4号の委員及び同項第5号の委員は学長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の3分の2以上でこれを決する。

(意見の聴取)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、事務局教育研究支援室において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則 この規則は、平成21年10月7日より施行し、平成21年4月1日より適用する。